

Information 04

子ども医療費助成の対象年齢を拡大

子どもの医療費助成については、所得制限を設けず、入院・通院とも中学生までを対象としていましたが、平成30年10月1日から対象を高校生世代(18歳になった年の年度末)までに拡大します。

医療機関の窓口にて「子ども医療費助成受給資格者証」を提示することで、医療費の一部負担金が無料になります。

6月初旬に、世帯主へ案内通知と登録申請書を郵送しますので、対象となる人は忘れずに手続きをしてください。

※高校生世代⇨平成12年4月2日⇨平成15年4月1日生まれの人の。

【新たに助成対象となる人】市内に住所がある高校生世代(学生以外も対象)

※市内に住所がある保護者に監護されていて、進学などで他市町村に住所がある高校生世代も助成対象になりますので、該当する人は申し出てください。

【助成対象とならない人】婚姻している人(過去に婚姻していた人を含む)、生活保護を受けている人

【対象医療費】平成30年10月1日以降の入院・通院医療費の自己負担額

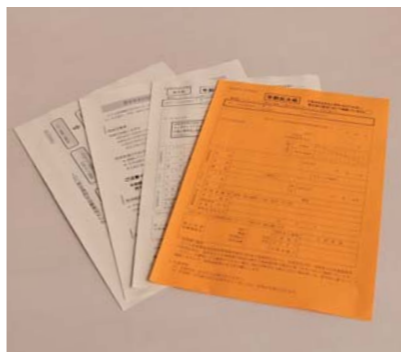
※入院時の食事代、初診料、予防接種など、保険対象外の費用は助成対象外。

【申請に必要なもの】▼登録申請書▼対象となる子どもの健康保険被保険者証の写し▼保護者名義の通帳の写し▼印鑑(スタンプ式以外)

【申請場所】各総合支所市民課

【受付期間】案内通知に記載する期間中に手続きをしてください

【問い合わせ】市民生活部国保年金課(年金医療係)
☎0220(58)2166



Information 05

児童手当の手続きを忘れずに

現況届は、6月分以降の児童手当の受給継続要件を確認するための大切な手続きです。対象者には、6月10日頃に個別に案内を送付しますので、6月末までに必ず提出してください。

【手続きに必要なもの】①現況届②印鑑③受給者の健康保険被保険者証の写し(厚生年金加入者のみ)▼受給者が児童と別居している場合⇨別居監護申立書▼児童の住所が登米市にない場合⇨児童および児童と同居している人全員

の住民票の写し(記載省略のないもの)

【受付場所】各総合支所市民課

【問い合わせ】福祉事務所子育て支援課(児童福祉係)
☎0220(58)5562

Information 06

もしもの時に備えて防災訓練を開催

地域の防災を担う自主防災組織の防災力向上を目的に、総合防災訓練を開催します。初動活動対応訓練のほか、一般参加者を対象とした消火訓練や応急救護訓練、指定避難所運営訓練などを実施します。

展示・体験コーナーもありますので、多くの皆さんの参加をお待ちしています。

【日時】6月10日(日)午前9時～11時30分



Information 07

毎年6月1～7日は水道週間です

毎年6月1から7日までの期間、全国一斉に水道週間が実施されます。第60回水道週間のスローガンは「水道水安全おいしい金メダル」。

水道は、私たちの生活に欠かせることができません。市では「水」水道への理解と関心を深め、きれいな水と美しい自然環境を守るため、各行事や、作品コンテストなどへの参加者を募集します。

【清掃場所】登米大橋から下り松取水塔まで

【集合場所】水辺プラザ船着場(登米町寺池)

※作業着など、汚れてもよい服装でご参加ください。

【問い合わせ】水道事業所水道施設課(施設維持係)
☎0220(52)3312

【日時】6月1日(金)午前10時～正午、午後1時～4時30分

【場所】登米市管工事業協同組合駐車場(登米市登米町寺池目子待井74-3)

【問い合わせ】登米市管工事業協同組合
☎0220(52)3911



【内容】市管工事業協同組合や地域の皆さんと、河川の清掃活動

【日時】6月4日(月)午後3時～4時30分(雨天中止)

【第60回水道週間 作品コンテスト】水道に対する標語や作文を通じて、水資源の大切さを多くの皆さんに感じてもらうため、作品を募集します。



【発生時期】年2回(例年6月中旬～7月中旬、8月中旬～9月中旬)

【問い合わせ】市民生活部環境課(生活環境係)
☎0220(58)5553

Information 08

減量化・有効利用に生ごみ処理機購入費助成

家庭から排出される生ごみの減量化、有効利用を推進するため、生ごみ処理機の購入に補助金を交付しています。予算に限りがありますので、早めに申し込みください。

【交付額】購入金額の2分の1(限度額⇨3万円)

【申込方法】生ごみ処理機を購入する前に、各総合支所市民課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、見積書と設置予定場所の写真を添えて、申し込みください

Information 09

アメリカシロヒトリを駆除しましょう

アメリカシロヒトリは、サクラやクルミ、クワなどの樹木に被害を与える害虫です。被害が発生した場合は、樹木所有者が責任を持って駆除し、被害が拡大しないように処理をお願いします。

温暖な気候が続いた場合は、早期の発生が予想されますので、早めの駆除対策をお願いします。

【駆除用機器の貸し出し】行政区などで地域共同駆除をする場合、無料で高枝切りばさみや動力噴霧器などを貸し出しています。また、高枝切りばさみは、個人・事業所へも貸し出しています

※駆除用機器は、各総合支所に備え付けていますので、各総合支所市民課へ申請してください。